

議案第 16 号

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（平成 20 年板橋区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 2 条第 3 号及び第 6 条第 1 項を除く。）中「区長」を「教育委員会」に、「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 高齢者を中心とした区民の教養の向上及び社会における活動の推進を図るとともに、地域住民相互の交流を支援することにより、生涯にわたる学びの推進に寄与するため、東京都板橋区立シニア学習プラザ（以下「プラザ」という。）を東京都板橋区志村三丁目 32 番 6 号に設置する。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「区長」を「東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 区民の生涯学習活動に関すること。

第 6 条第 1 項中「板橋区規則（以下「規則」を「東京都板橋区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」に、「区長」を「教育委員会」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの及び改正前の条例の規定により区長に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、この条例による改正後の東京都板橋区立シニア学習プラザ条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定により東京都板橋区教育委員会が行った処分その他の行為及び改正後の条例の相当規定により東京都板橋区教育委員会に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

シニア学習プラザに関する事務を教育委員会が管理し、及び執行する必要がある。